(A面)

税関様式C第5360号

携帯品・別送品　申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。

搭乗機（船舶）名・出発地			（出発地		）	
入国日		年		月		日
	フリガナ					
氏名						
	〒		―			
住所（滞在先）						
	tel		（	）		
職業						
生年月日		年		月		日
旅券番号						
同伴家族	２０歳以上	名	６歳以上２０歳未満	名	６歳未満	名

※ 以下の質問について、該当する□に"✓"でチェックしてください。

	はい	いいえ
１.下記に掲げるものを持っていますか？		
① **日本への持込が禁止又は制限されている物**（B面を参照）	□	□
② **免税範囲**（B面を参照）**を超える購入品・お土産品・贈答品など**	□	□
③ **商業貨物・商品サンプル**	□	□
④ **他人から預かった荷物**	□	□

＊上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持込むものを記入願います。

	はい	いいえ
２.100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか？	□	□

＊「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸入届出書」の提出が必要です。

３.別送品　入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか？

□ はい　（　　個）　□ いいえ

＊「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持込むものをB面に記載したこの申告書を２部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。
税関で確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に免税範囲の確認に必要となりますので大切に保管してください。

《注意事項》

海外で購入されたもの、預かってきたものなど、本邦に持込む携帯品については、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。税関検査にご協力ください。

また、申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がありますと、処罰されることがありますので注意してください。

ご協力ありがとうございました。

(B面)

A面より、記入してください。《申告は正確に!》
（ご不明な点がございましたら税関職員へお尋ねください。）

※ 入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。

（注）個人的使用に供する購入品等に限り、１品目毎の海外市価の合計額が１万円以下のものは記入不要です。
また、別送した荷物の詳細についても記入不要です。

酒類			本	＊税関記入欄
たばこ	紙巻		本	
	葉巻		本	
	その他		ｸﾞﾗﾑ	
香水			ｵﾝｽ	

その他の品名	数量	価格

＊税関記入欄　　円

◎ 日本への持込が禁止されているもの

① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤、MDMAなど
② けん銃等の銃砲、これらの銃砲弾やけん銃部品
③ ﾀﾞｲﾅﾏｲﾄなどの爆発物や火薬、化学兵器の原材料
④ 紙幣、貨幣、有価証券、ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞなどの偽造品
⑤ わいせつ雑誌、わいせつＤＶＤ、児童ポルノなど
⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

◎ 日本への持込が制限されているもの

① 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品(ﾜﾆ・ﾍﾋﾞ・ﾘｸｶﾞﾒ・象牙・じゃ香・ｻﾎﾞﾃﾝなど)
③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品(ｿｰｾｰｼﾞ・ｼﾞｬｰｷｰ類を含む。)、野菜、果物、米など
＊事前に動植物検疫カウンターでの確認が必要です。

◎ 免税範囲

・酒類３本(760ml／本)
・外国製紙巻たばこ200本
＊20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
・香水２ｵﾝｽ（1ｵﾝｽは約28ml）
・海外市価の合計額が２０万円の範囲に納まる品物
(入国者の個人的使用に供するものに限る。)
＊6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になりません。
＊海外市価とは、外国における通常の小売価格（購入価格）です。

税関ホームページ　http://www.customs.go.jp
携帯版カスタムスアンサー　http://www.customs.go.jp/i/c-answer/index.htm

（規格Ａ４）